

「短期入所生活介護」〔空床型ユニット型〕

特別養護老人ホームうすだコスモ苑

【別紙 重要事項説明書】

あなたに対するサービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者

事業の名称 社会福祉法人 ジェイエー長野会
所在地 長野市大字南長野北石堂町1177-3
種 別 指定介護老人福祉施設
代表者 理事長 上原 孝義
電話番号 026-223-0533

2 利用施設

施設の名称 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）うすだコスモ苑
所在地 長野県佐久市臼田城下86番地
施設長名 柳澤 正文
電話番号 0267-82-2214
FAX番号 0267-82-3949

3 利用施設であわせ実施する事業

事業所の種類		長野県知事の事業所指定		利用定員
		指定年月日	指定番号	
施設	指定介護老人福祉施設（ユニット型）	平成30年4月1日	2071701615	60 人
	指定介護老人福祉施設（従来型）	平成30年4月1日	2071701714	40 人
居宅	短期入所生活介護（ユニット型）	平成30年4月1日	2071701615	空床型
	短期入所生活介護（従来型）	平成30年4月1日	2071701714	

4 事業の目的と運営の方針

利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、その他の日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をします。

また、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立ってサービスを提供するとともに、地域や家族との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供を行います。

5 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）うすだコスモ苑の概要

総敷地面積 6574.35㎡
建物構造 鉄筋4階建
延べ床面積 7611.09㎡
利用定員 空床利用

(1) 施設の概要

定 員		1 0 0名		
居室	1 人 部 屋	6 4室 (1室12.53～14.03㎡)	医 務 室	1室
	2 人 部 屋	8 室 (1室25.73～25.76㎡)	食 堂	各ユ ニッ ト 毎
	3 人 部 屋	4 室 (1室33.66㎡)	機 能 訓 練 室	
	4 人 部 屋	4 室 (1室53.64～53.67㎡)	地 域 交 流 コーナー	
浴 室		一般浴槽と特殊浴槽があります		

(2) 職員体制 (主たる職員)

職 種	員数	常 勤	非常勤	常勤換算後の人員	事業所の指定基準	
					ユニット型	従来型
施 設 長	1	1		1	1	
医 師	1		1	0.1	必要数	
生 活 相 談 員	2	1		1	1	1
介護支援専門員	2	1		1	1	1
管 理 栄 養 士	2	1		2	1	1
機能訓練指導員	2	2			1	1
事 務 員	4	4		4	1	1
介 護 職 員	46	44	2	45.8	34	
看 護 職 員	4	4		6	4	

6 サービスの内容

(1) 居室

個室対応となります。

(2) 介護

施設サービス計画に沿って、下記の介護を行います。

着替え、排泄、食事、入浴、等の介護、おむつ交換、体位交換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等。

(3) 入浴

週2回入浴していただけます。ただし、状態に応じて清拭となる場合があります。

(4) 食事

朝食 7時30分～ *状況によって時間は前後します

昼食 12時00分～ *本人の食べたい時間に合わせて調整可能です

夕食 18時00分～

(5) 健康管理・相談

適宜、看護師が検温・血圧・脈拍を測定し、健康管理を行います。また、いつでも健康相談サービスを受けることができます。

(6) 生活相談

常勤の生活相談員に、日常生活に関することも含めて相談できます。

(7) レクリエーション

当施設では、毎月各種行事を行います。行事によっては、別途参加費がかかるものもございます。

(8) 日常費用支払い代行

介護以外の日常生活にかかる諸費用に関する支払い代金を申し込むことができます。ただし、経費を必要とする場合は実費をいただきます。

(9) 特別希望食

通常のメニューの他に利用者の希望に応じた、特別希望食のご相談を承ります。

(10) 所持品の保管

居室のスペースに置くことのできない所持品を私物庫にて預かります。ただし、預けることのできる所持品の種類や体積に制限があります。

(11) 衣服の管理に関して

日常着、パジャマ等個別管理で預かり、使用させていただきます。

7 料金

(1) 基本料金

1) 併設型短期入所生活介護費（Ⅰ）（Ⅱ）自己負担額（下記料金は1割負担分）

要 介 護 度	ユニット型個室（Ⅰ）
要 介 護 度 1	704 円
要 介 護 度 2	772 円
要 介 護 度 3	847 円
要 介 護 度 4	918 円
要 介 護 度 5	987 円

※各町村から発行される「介護保険負担割合証」に沿ってご請求させていただきます。

2) 滞在費・食費（介護保険給付外） 自己負担額

利用者負担段階	滞 在 費	食 費
	個室	
第 1 段 階	880 円	300 円
第 2 段 階	880 円	600 円
第 3 段 階 ①	1,370 円	1,000 円
第 3 段 階 ②	1,370 円	1,300 円
第 4 段 階	2,066 円	1食につき一律550円

(2) 加算料金（1割負担の場合）

1) サービス提供体制強化加算Ⅱ：介護福祉士の資格保有者が一定割合、雇用されサービス提供が行われている。
18 円

2) 緊急短期入所受入加算：居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合、7日を限度として加算（利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等の場合は14日）
90 円

3) 夜勤職員配置加算（Ⅳ）：基準を上回る夜勤職員の配置をした場合。
20円

4) 入退所の送迎に要する費用：片道184円

5) 看護体制加算

（Ⅰ）4円

：常勤の正看護師を1名以上配置していること。

（Ⅱ）8円

：入所者の重度化に伴う医療ニーズの増大等に対応する観点から、常勤看護師を配置し病院と24時間連絡体制を確保していること。

6) 介護職員等処遇改善加算Ⅰ：介護職員の処遇を改善する処置を行っている。

（1）1）及び（2）のうち該当する項目を合算した金額に、加算14.0%を乗じて得たもの

Ⅱ：介護職員の処遇を改善する処置を行っている。

（1）1）及び（2）のうち該当する項目を合算した金額に、加算13.6%を乗じて得たもの

Ⅲ：介護職員の処遇を改善する処置を行っている。

（1）1）及び（2）のうち該当する項目を合算した金額に、加算11.3%を乗じて得たもの

(3) その他

おやつ代、行事食費、特別希望食、行事参加費、各種クラブ費、理美容代、個人持ち込みの電化製品電気代等は、別途負担いただきます（別紙有）。

(4) 支払方法（契約書第6条）

料金、費用は1カ月ごとに計算し、毎月20日までに前月分の請求をいたしますので、25日までにお支払いください。

① 指定口座への振り込み ・金融機関口座からの自動引落としの中から契約の際にお選びいただけます。

② 指定口座への振込み 請求書は1カ月分まとめて、翌月20日頃までにお送いたします。25日までにお支払いください。

③ 口座自動引落とし方は、25日を振替日といたします。

また、利用料明細書を一緒にお送りしますので、ご確認ください。

※ J A佐久浅間農協に口座がある方は、口座振替ができます。この場合は、口座振替依頼書を提出していただきます。

8 入退所の手続き

(1) 入所手続き

まずは、契約している居宅介護支援事業所へお電話でお申し込みください。居室の空き状況を確認後、入所手続きをしていただきます。入所と同時に契約を結びサービスの提供を開始します。並行して、ケアプランを作成いたします。

(2) 退所手続き

1) 利用者のご都合で退所される場合

退所を希望する日の前日までにお申出ください。

9 施設利用に関する事項

- | | |
|---------------|--|
| (1) 面会時間 | 8時30分から19時00分までとさせていただきます。
感染症予防対策期間はマスク着用・手洗い・うがいをお願いします。 |
| (2) 外出・外泊 | 面会時間内は自由です（指定書式の書類をお出しいただきます）
ただし、容体の変化等によりお断りする場合があります。 |
| (3) 飲酒・喫煙 | 指定の場所において、自由です。 |
| (4) 設備・器具の利用 | 身体状況に合わせ、自由に利用できます。 |
| (5) 金銭・貴重品の管理 | お申し出により、適切な方法で管理いたします。 |
| (6) 所持品の持ち込み | 持ち込みができます。ただし、所持品の種類や体積に制限がありますので、ご相談ください。
本人様への差し入れは原則お断りしております。 |
| (7) 福祉用具 | ベッド以外の福祉用具を在宅でもレンタルされている方は持参いただく場合があります。 |
| (8) 定期受診 | ご家族対応となります。 |
| (9) 洗濯 | 施設備え付けの洗濯機で洗えるものに限りです。 |
| (10) 持ち物 | 全てに名前を付けてください。 |
| (11) お使い物 | 施設、職員に対するお使い物は固くお断りいたします。 |

10 緊急時の対応方法（契約書第13条）

利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族に速やかに連絡いたします。

当施設の協力医療機関は、佐久総合病院です。

緊急連絡先

緊急時は、親族代表者に速やかに連絡いたします。不在の場合の連絡先をお知らせください。

第2連絡先

氏 名		続 柄	
住 所			
電話番号		携 帯 電 話	

主治医・かかりつけ医療機関

第 1 希 望	
第 2 希 望	

11 非常災害対策

- (1) 防災時の対応 指定介護老人福祉施設うすだコスモ苑防災計画に基づき、迅速に対応します。
- (2) 防 災 設 備 建築基準法及び消防法による消防設備が完備しています。
- (3) 防 災 訓 練 年間2回以上の防災避難訓練を実施します。
- (4) 防 災 責 任 者 防火管理者 柏木 邦夫

12 サービス内容に関する相談・苦情

- (1) 当施設ご利用者相談・苦情担当
特別養護老人ホーム うすだコスモ苑 施設長 柳澤正文
生活相談員 嶋崎由香 澤田梢 小林貴代子
TEL 0267-82-2214
(土、日曜、祝祭日を除く、午前8時30分から午後5時30分の間)

(2) 第三者委員

青木 美佐子 様	佐久市民生児童委員	0267-82-3460
菊池 小百合 様	佐久大学信州短期大学部教授	0267-68-6680
由井 崇之 様	臼田地域包括支援センター管理者	0267-81-5100

(3) 本事業所で解決できない苦情等は、

- 1) 長野県福祉サービス運営適正化委員会 TEL 026-226-2035
- 2) 国民健康保険団体連合会 TEL 026-238-1580
- 3) 市町村役場
- ・佐久穂町 TEL 0267-86-2525
 - ・佐久市 TEL 0267-62-2111

指定介護福祉施設サービスの提供にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項の説明をしました。

事業者 所在地 長野県佐久市臼田城下86番地
名称 社会福祉法人 ジェイエー長野会
特別養護老人ホーム うすだコスモ苑
施設長 柳澤 正文

説明者	所 属	特別養護老人ホーム うすだコスモ苑 生活相談員
	氏 名	

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定介護福祉施設サービスについての重要事項について説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者

住所
氏名

利用者代理人

住所
氏名

利用者との続柄 ()

「短期入所生活介護」〔空床型従来型〕

特別養護老人ホームうすだコスモ苑

【別紙 重要事項説明書】

あなたに対するサービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者

事業の名称 社会福祉法人 ジェイエー長野会
所在地 長野市大字南長野北石堂町1177-3
種別 指定介護老人福祉施設
代表者 理事長 上原 孝義
電話番号 026-223-0533

2 利用施設

施設の名称 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）うすだコスモ苑
所在地 長野県南佐久市臼田字城下86番地
施設長名 柳澤 正文
電話番号 0267-82-2214
FAX番号 0267-82-3949

3 利用施設であわせ実施する事業

事業所の種類		長野県知事の事業所指定		利用定員
		指定年月日	指定番号	
施設	指定介護老人福祉施設（ユニット型）	平成30年4月1日	2071701615	60 人
	指定介護老人福祉施設（従来型）	平成30年4月1日	2071701714	40 人
居宅	短期入所生活介護（ユニット型）	平成30年4月1日	2071701615	空床型従来型
	短期入所生活介護（従来型）	平成30年4月1日	2071701714	

4 事業の目的と運営の方針

利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、その他の日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をします。

また、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立ってサービスを提供するとともに、地域や家族との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供を行います。

5 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）うすだコスモ苑の概要

総敷地面積 6574.35㎡
建物構造 鉄筋4階建
延べ床面積 7611.09㎡
利用定員 空床利用

(1) 施設の概要

定 員		1 0 0 名		
居室	1 人 部 屋	6 4 室 (1室12.53～14.03㎡)	医 務 室	1室
	2 人 部 屋	8 室 (1室25.73～25.76㎡)	食 堂	各ユ ニッ ト 毎
	3 人 部 屋	4 室 (1室33.66㎡)	機 能 訓 練 室	
	4 人 部 屋	4 室 (1室53.64～53.67㎡)	地 域 交 流 コーナー	
浴 室		一般浴槽と特殊浴槽があります		

(2) 職員体制（主たる職員）

職 種	員数	常 勤	非常勤	常勤換算後の人員	事業所の指定基準	
					ユニット型	従来型
施 設 長	1	1		1	1	
医 師	1		1	0.1	必要数	
生 活 相 談 員	2	1		1	1	1
介 護 支 援 専 門 員	2	1		1	1	1
管 理 栄 養 士	2	1		2	1	1
機 能 訓 練 指 導 員	2	2			1	1
事 務 員	4	4		4	1	1
介 護 職 員	46	44	2	45.8	34	
看 護 職 員	4	4		6	4	

6 サービスの内容

(1) 居室

・ユニット型個室 ・従来型個室 ・従来型多床室（4人部屋・3人部屋・2人部屋）

(2) 介護

施設サービス計画に沿って、下記の介護を行います。

着替え、排泄、食事、入浴、等の介護、おむつ交換、体位交換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等。

(3) 入浴

週2回入浴していただけます。ただし、状態に応じて清拭となる場合があります。

(4) 食事

朝食 7時30分～ ＊状況によって時間は前後します

昼食 12時00分～ ＊本人の食べたい時間に合わせて調整可能です

夕食 18時00分～

(5) 健康管理・相談

適宜、看護師が検温・血圧・脈拍を測定し、健康管理を行います。また、いつでも健康相談サービスを受けることができます。

(6) 生活相談

常勤の生活相談員に、日常生活に関することも含めて相談できます。

(7) レクリエーション

当施設では、毎月各種行事を行います。行事によっては、別途参加費がかかるものもございます。

(8) 日常費用支払い代行

介護以外の日常生活にかかる諸費用に関する支払い代金を申し込むことができます。ただし、経費を必要とする場合は実費をいただきます。

(9) 特別希望食

通常のメニューの他に利用者の希望に応じた、特別希望食のご相談を承ります。

(10) 所持品の保管

居室のスペースに置くことのできない所持品を私物庫にて預かります。ただし、預けることのできる所持品の種類や体積に制限があります。

(11) 衣服の管理に関して

日常着、パジャマ等個別管理で預かり、使用させていただきます。

7 料金

(1) 基本料金

1) 併設型短期入所生活介護費（Ⅰ）「従来型」自己負担額（下記料金は1割負担分）

要 介 護 度	多床室（Ⅰ）
要 介 護 度 1	603 円
要 介 護 度 2	672 円
要 介 護 度 3	745 円
要 介 護 度 4	815 円
要 介 護 度 5	884 円

※各町村から発行されております、介護保険負担割合証に沿ってご請求させていただきます。

2) 滞在費・食費（介護保険給付外） 自己負担額

利用者負担段階	滞 在 費		食 費
	多床室	従来型個室	
第 1 段 階	0円	380円	300 円
第 2 段 階	430円	480円	600 円
第 3 段 階 ①	430円	880円	1,000 円
第 3 段 階 ②	430円	880円	1,300 円
第 4 段 階	1360円	1560円	1食につき一律550円

(2) 加算料金

- 1) サービス提供体制強化加算Ⅰ：介護福祉士の資格保有者が一定割合、雇用
22 円 されサービス提供が行われている。
- 2) 緊急短期入所受入加算：居宅サービス計画に位置付けられていない
90 円 短期入所生活介護を緊急に行った場合、
7日を限度として加算（利用者の日常生活上の
世話を行う家族の疾病等の場合は14日）
- 3) 夜勤職員配置加算（Ⅲ）：基準を上回る夜勤職員の配置をした場合。
15円
- 4) 入退所の送迎に要する費用：片道184円
- 5) 看護体制加算
(Ⅰ) 4円：常勤の正看護師を1名以上配置していること。
(Ⅱ) 8円：入所者の重度化に伴う医療ニーズの増大等に対応
する観点から、常勤看護師を配置し病院と24時間
連絡体制を確保していること。
- 6) 介護職員等処遇改善加算Ⅰ：介護職員の処遇を改善する処置を行っている。
(1) 1) 及び (2) のうち該当する項目を合算した金額に、
加算14.0%を乗じて得たもの
Ⅱ：介護職員の処遇を改善する処置を行っている。
(1) 1) 及び (2) のうち該当する項目を合算した金額に、
加算13.6%を乗じて得たもの
Ⅲ：介護職員の処遇を改善する処置を行っている。
(1) 1) 及び (2) のうち該当する項目を合算した金額に、
加算11.3%を乗じて得たもの

(3) その他

おやつ代、行事食費、特別希望食、行事参加費、各種クラブ費、理美容代、
個人持ち込みの電化製品電気代等は、別途負担いただきます（別紙有）。

(4) 支払方法（契約書第6条）

料金、費用は1カ月ごとに計算し、毎月20日までに前月分の請求をいたしますので、25日までにお支払いください。

① 指定口座への振り込み ③金融機関口座からの自動引落としの中から契約の際にお選びいただけます。

② 指定口座への振り込み 請求書は1カ月分まとめて、翌月20日頃までにお送いたします。25日までにお支払いください。

③ 口座自動引落とし方は、25日を振替日といたします。

また、利用料明細書を一緒にお送りしますので、ご確認ください。

※ J A佐久浅間農協に口座がある方は、口座振替ができます。この場合は、口座振替依頼書を提出していただきます。

8 入退所の手続き

(1) 入所手続き

まずは、契約している居宅介護支援事業所へお電話でお申し込みください。居室の空き状況を確認後、入所手続きをしていただきます。入所と同時に契約を結びサービスの提供を開始します。並行して、ケアプランを作成いたします。

(2) 退所手続き

1) 利用者のご都合で退所される場合

退所を希望する日の前日までにお申出ください。

9 施設利用に関する事項

(1) 面会時間

8時30分から19時00分までとさせていただきます。

感染症予防対策期間はマスク着用・手洗い・うがいをお願いします。

(2) 外出・外泊

面会時間内は自由です（指定書式の書類をお出しいただきます）
ただし、容体の変化等によりお断りする場合があります。

(3) 飲酒

指定の場所において、自由です。

(4) 設備・器具の利用

身体の状態に合わせ、自由に利用できます。

(5) 金銭・貴重品の管理

お申し出により、適切な方法で管理いたします。

(6) 所持品の持ち込み

持ち込みができます。ただし、所持品の種類や体積に制限がありますので、ご相談ください。

本人様への差し入れは原則お断りしております。

(7) 福祉用具

ベッド以外の福祉用具を在宅でもレンタルされている方は持参いただく場合があります。

(8) 定期受診

ご家族対応となります。

(9) 洗濯

施設備え付けの洗濯機で洗えるものに限りです。

(10) 持ち物

全てに名前を付けてください。

(11) お使い物

施設、職員に対するお使い物は固くお断りいたします。

10 緊急時の対応方法（契約書第13条）

利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族に速やかに連絡いたします。

当施設の協力医療機関は、佐久総合病院です。

緊急連絡先

緊急時は、親族代表者に速やかに連絡いたします。不在の場合の連絡先をお知らせください。

第2連絡先

氏 名			続 柄	
住 所				
電話番号		携 帯 電 話		

主治医・かかりつけ医療機関

第 1 希 望	
第 2 希 望	

11 非常災害対策

- (1) 防災時の対応 指定介護老人福祉施設うすだコスモ苑防災計画に基づき、迅速に対応します。
- (2) 防 災 設 備 建築基準法及び消防法による消防設備が完備しています。
- (3) 防 災 訓 練 年間2回以上の防災避難訓練を実施します。
- (4) 防 災 責 任 者 防火管理者 柏木 邦夫

12 サービス内容に関する相談・苦情

- (1) 当施設ご利用者相談・苦情担当

特別養護老人ホーム うすだコスモ苑 施設長 柳澤正文
生活相談員 嶋崎由香 澤田梢 小林貴代子
TEL 0267-82-2214

(土、日曜、祝祭日を除く、午前8時30分から午後5時30分の間)

- (2) 第三者委員

		0267-96-2677
青 木 美 佐 子 様	佐久市民生児童委員	0267-82-3460
菊 池 小 百 合 様	佐久大学信州短期大学部教授	0267-68-6680
由 井 崇 之 様	臼田地域包括支援センター管理者	0267-81-5100

- (3) 本事業所で解決できない苦情等は、

- 1) 長野県福祉サービス運営適正化委員会 TEL 026-226-2035
- 2) 国民健康保険団体連合会 TEL 026-238-1580
- 3) 市町村役場

- ・ 佐 久 穂 町 TEL 0267-86-2525
- ・ 佐 久 市 TEL 0267-62-2111

指定介護福祉施設サービスの提供にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に
基づいて重要事項の説明をしました。

事業者	所在地 名称	長野県佐久市臼田字城下86番地 社会福祉法人 ジェイエー長野会 特別養護老人ホーム うすだコスモ苑 施設長 柳澤正文
	説明者 氏 名	所 属 特別養護老人ホーム うすだコスモ苑 生活相談員

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定介護福祉施設サービスについての重要
事項について説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者

住 所
氏 名

利用者代理人

住 所
氏 名

利用者との続柄（ ）

短期入所生活介護利用契約書（従来型）

（以下「利用者」という）と社会福祉法人ジェイエー長野会介護老人福祉施設、うすだコスモ苑（以下「事業者」という）は、利用者が介護老人福祉施設うすだコスモ苑（以下「事業所」という）において、事業者から利用者に提供される短期入所生活介護サービスについて、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結します。

第1条 （契約の目的）

事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し、第3条及び第4条に定める短期入所生活介護サービスを提供し、利用者は事業者に対しそのサービスに対する料金を支払います。

第2条 （契約の期間と更新）

この契約の契約期間は、令和 年 月 日からとし、利用者が第8条3項に基づき利用料金の変更を承諾した場合は、新たに【別紙 重要事項説明書】を作成し、契約を更新します。

第3条 （短期入所生活介護計画の作成）

- 1 事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、居宅サービス計画に沿って短期入所生活介護計画を作成します。
- 2 事業者は、短期入所生活介護計画について、利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。

第4条 （短期入所生活介護サービスの内容）

- 1 利用者が利用できるサービスの種類は【別紙 重要事項説明書】のとおりです。事業者は【別紙 重要事項説明書】に定めた内容について、利用者及びその家族に説明します。
- 2 事業者は、利用者の希望、状態等に応じて、前項に定める各種サービスを適切に提供します。
- 3 事業者は「短期入所生活介護計画」が作成されている場合には、同計画に沿ってサービスを提供します。
- 4 事業者は、サービス提供にあたり、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、利用者の身体的な拘束並びに行動の自由を制限する行為を行いません。
- 5 利用者は、サービスの内容の変更を希望される場合には、事業者に申し入れることができます。
その場合、事業者は可能な限り希望に沿うようにします。

第5条 （サービス提供の記録）

- 1 事業者は、サービス提供記録を作成し、当契約の終了後5年間保管します。
- 2 利用者は、事業所において第1項のサービス提供記録を閲覧することができます。
- 3 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。

第6条 （利用料金の支払）

- 1 利用者は【別紙 重要事項説明書】に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を、事業者を支払うものとします。
- 2 事業者は、当月分の利用料金の請求書に明細を付して、翌月20日までに利用者に通知します。
- 3 利用者は、当月分の利用料金を翌25日までに（「指定口座への振込み」、「JA口座からの振替」）の方法で支払います。
- 4 事業者は、利用者から支払いを受けたときは、利用者に対して領収書を発行します。

第7条 （利用の変更、追加、中止）

- 1 利用者は、利用開始予定日の前日までに利用期間の変更、または中止を申し入れることができます。
- 2 契約期間中であれば、追加利用を申し込むことができます。
- 3 利用者は、前日までに申し出ることにより、利用期間中でも退所することができます。この場合の料金は、実際の退所日までの利用料金とします。
- 4 事業者は、利用者の体調が良好でなく施設での生活に支障があると判断した場合は、利用期間中でもサービスを中止することができます。この場合の料金は、実際の退所日までの利用料金とします。
- 5 利用期間中に利用者が入院した場合、短期入所生活介護は終了となります。この場合の料金は、入院した日までの利用料金となります。

第8条 （利用料金の変更）

- 1 サービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 2 事業者は、利用者に対して、1カ月前までに文書で通知することにより利用料の変更を申し入れることができます。
- 3 利用者は、料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【別紙 重要事項説明書】を作成し、契約を更新します。
- 4 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、文書で通知することにより本契約を解除することができます。

第9条 （契約の終了）

- 1 利用者は、現に利用している期間を除き、事業者に対して、文書で通知することによりいつでも本契約を解約することができます。
- 2 事業者は、利用者が次の事項に該当したときには、本契約を解約することができます。
 - (1) 利用者が、事業者を支払うべき利用料金を正当な理由なく3カ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
 - (2) 利用者またはその家族が、故意または重大な過失により、事業者やサービス従業者または他の利用者に対して、生命・身体・財物・信用等を傷つけまたは著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - (3) やむをえない事由により、施設を縮小または閉鎖する場合
- 3 次の事由に該当した場合は、本契約は自動的に終了します。
 - (1) 利用者が、他の介護保険施設に入所した場合
 - (2) 利用者の要介護認定区分が非該当（自立と要支援）と認定された場合
 - (3) 利用者が死亡した場合
 - (4) 親族代表者を変更した場合 再契約が必要となりますので、ご連絡ください

第10条 （秘密保持）

- 1 事業者及びサービス従事者は、短期入所生活介護サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。この秘密義務は本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 利用者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、利用者又は利用者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第11条 （損害賠償責任）

事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、事業者の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。

但し、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

第12条 （損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (2) 利用者が、サービスの実施あたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- (4) 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第13条 （緊急時の対応）

事業者は、サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医等への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、利用者からあらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡を行います。

第14条 （連携）

事業者は、短期入所生活介護の提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第15条 （相談・苦情の対応）

事業者は、利用者からの相談・苦情に対して、受け付ける窓口を開設して適切に対応するものとします。また、事業者は苦情等を述べた利用者に対して不利益な扱いをしてはならないものとします。

第16条 （本契約に定められていない事項）

- 1 利用者および事業者は、信義誠意をもって本契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意を持って協議するものとします。

また、事業者は利用者に対し【別紙 重要事項説明書】に基づいて、重要な事項を説明し、利用者は、重要な事項の説明を受けました。